

## 「開明会」 規約

### (名称)

第1条 本会は、「開明会」と称し、開明中学校・高等学校の協力のもと、開明中学校・高等学校卒業生の保護者を対象に組織するものである。

### (事務局)

第2条 本会は、事務所を開明中学校・高等学校に置く。

### (目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、PTA活動に協力し、開明中学校・高等学校の発展に寄与することを目的とする。

### (活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。但し、卒業生の保護者として活動し、PTA活動に干渉してはならない。

- (1) 「開明会」総会・懇親会の開催
- (2) その他必要事項

### (会員)

第5条 本会の会員は、開明中学校・高等学校卒業生の保護者で組織する。  
卒業生の兄弟が現役生徒として在籍する場合も、本会への入会を認める。  
また、開明中学校・高等学校の教職員も学校長の承認のもと、特別会員として本会に加入することができる。

### (会費)

第6条 本会は、入会金をもって運営する。  
本会への入会は、入会金として1万円を納めるものとする。  
尚、特別会員は入会金を免除する。

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く

- 会 長 1名・・・本会を代表し、総会・役員会などの開催及び招集を行う。
- 副会長 1～2名・・・会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を行う。
- 書 記 1～4名・・・本会の書記を行う。
- 会 計 2名(内1名は学校担当者)・・・本会の会計を行う。
- 監 査 2名(内1名は学校担当者)・・・本会会計を監査する。
- 顧 問 2～4名・・・学校を代表し、会の運営に助言する。

※会の役員は総会に於いて選出し、任期は1年とする。但し再任は4期(4年)までとする。尚、特別会員についてはこの限りではない。

(会議)

第8条 本会は、毎年1回総会を開く。但し、役員会が必要と認めた場合は臨時に総会を開くことができる。総会決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(会計)

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
本会会計の予算・決算は「開明会」総会に報告して承認を得るものとする。

(規約改正)

第10条 本規約を改正する場合は、「開明会」総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

本規約は平成27年4月1日より施行する